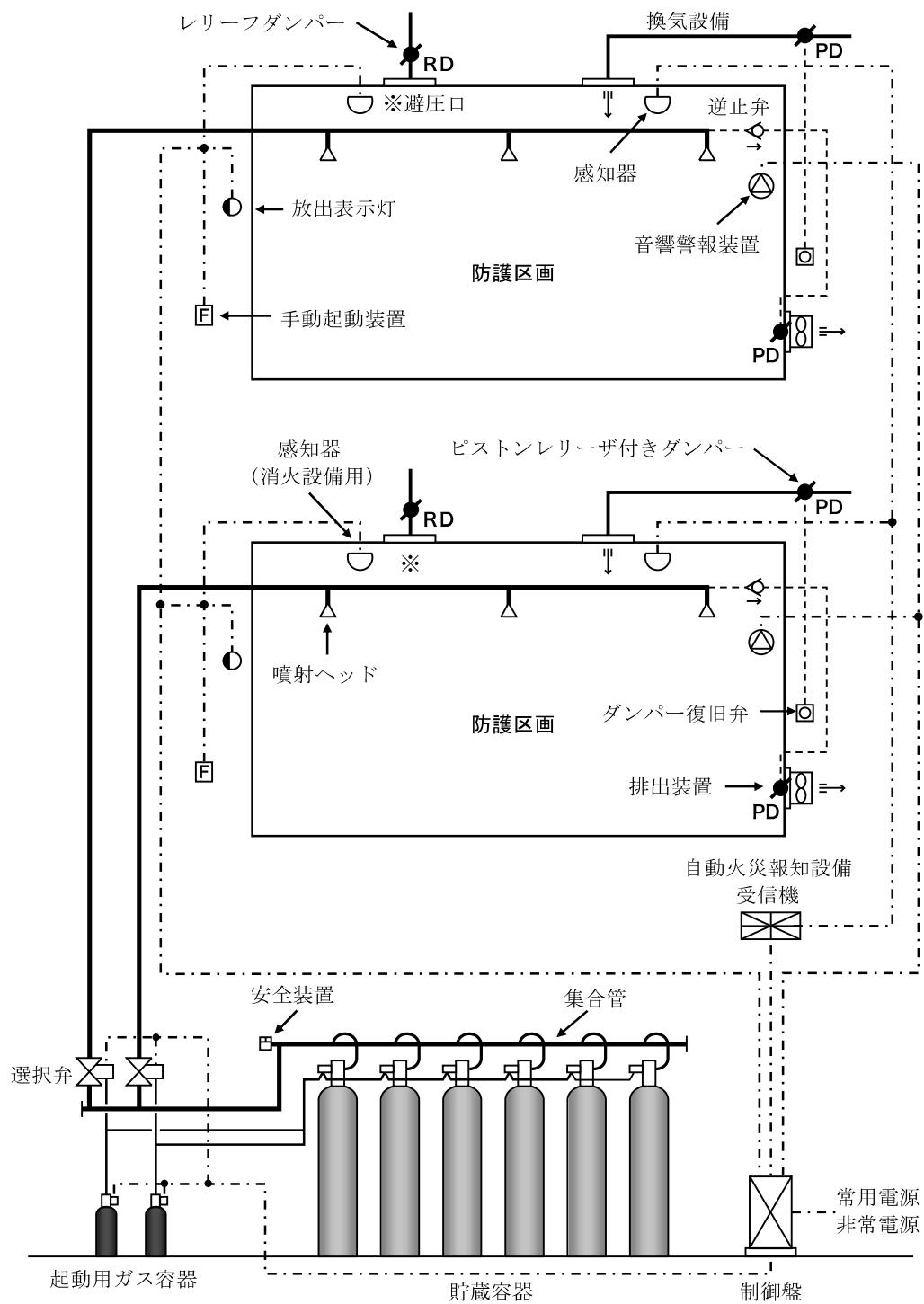


## 第6 ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）

### 1 主な構成（第6-1図参照）



第6-1図

## 2 貯蔵容器等の設置場所

ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この項において「貯蔵容器等」という。）及び加圧用容器の設置場所は、政令第17条第5号及び省令第20条第4項第4号の規定によるほか、第5不活性ガス消火設備3を準用すること。

## 3 貯蔵容器等

貯蔵容器等は、省令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

(1) 貯蔵容器等は、高圧ガス保安法令に適合するものであること。

(2) 加圧式の貯蔵容器等に設ける省令第20条第4項第4号口の放出弁は、認定品とすること。

## 4 選択弁

省令第20条第4項第10号の規定による選択弁は、第5不活性ガス消火設備7を準用すること。

## 5 容器弁等

省令第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下この項において「容器弁等」という。）は、認定品とすること。

## 6 容器弁開放装置

容器弁の開放装置は、手動でも開放できる構造であること。

## 7 配管等

省令第20条第4項第7号によるほか、次によること。

(1) 起動の用に供する配管で起動容器と貯蔵容器の間には、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。

(2) 使用する配管の口径等は、省令第20条第4項第16号に基づく告示基準によること。

未制定

## 8 消火剤放射時の圧力損失計算

消火剤放射時の圧力損失計算は、省令第20条第4項第16号の規定に基づく告示基準によること。未制定

## 9 噴射ヘッド

省令第20条第1項第4号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。

## 10 防護区画の構造等

政令第17条第1号において準用する政令第16条第1号の区画された部分(以下この項において「防護区画」という。)の構造、開口部等は、次によること。

- (1) 防護区画の構造等は、第5不活性ガス消火設備11((7)を除く。)を準用すること。
- (2) 指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。
- (3) 避圧口の設計は、防護区画における最も弱い部分の耐圧強度を基に行うこと。(HFC-23、HFC-227ea又はFK-5-1-12を放射するものに限る。)

## 11 自動閉鎖装置

省令第20条第4項第2号の4において準用する省令第19条第5項第4号イ(ロ)及びロに規定する自動閉鎖装置は、第5不活性ガス消火設備12を準用すること。

## 12 制御盤

制御盤は、省令第20条第4項第14号の2の規定によるほか、第5不活性ガス消火設備14を準用すること。

## 13 火災表示盤

ハロゲン化物消火設備には、制御盤からの信号を受信する火災表示盤を設けること。

なお、火災表示盤は、第5不活性ガス消火設備15((4)及び(5)を除く。)を準用すること。

## 14 起動装置

起動装置は、省令第20条第4項第12号の2の規定によるほか、第5不活性ガス消火設備16((2)アを除く。)を準用すること。

## 15 音響警報装置

音響警報装置は、省令第20条第4項第13号の規定によるほか、第5不活性ガス消火設備17を準用すること。

## 16 放出表示灯

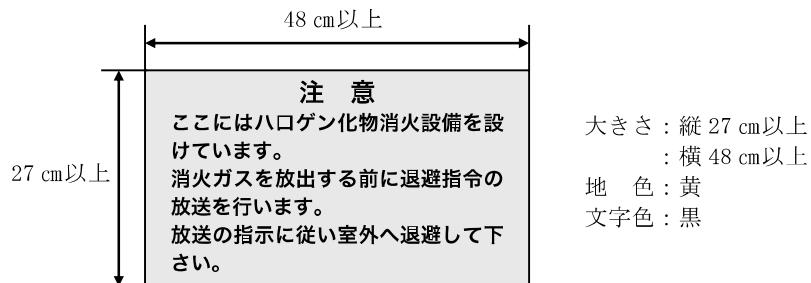
省令第20条第4項第14号イ(ハ)に規定する放出表示灯は、第5の2不活性ガス消火設備17を準用すること。

## 17 注意銘板

防護区画内の見やすい箇所及び放出表示灯を設けなければならない出入口の見やすい箇所には、保

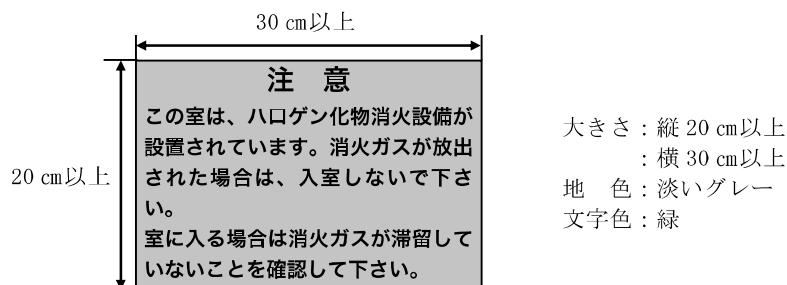
案上の注意事項を表示した注意銘板を第6-2図の例により設置すること。

(その1) 防護区画内に設置するもの



大きさ：縦 27 cm以上  
：横 48 cm以上  
地 色：黄  
文字色：黒

(その2) 防護区画の出入口に設置するもの



大きさ：縦 20 cm以上  
：横 30 cm以上  
地 色：淡いグレー  
文字色：緑

第6-2図

### 1.8 排出措置等

省令第20条第4項において準用する省令第19条第5項第18号に規定する放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置は、第5不活性ガス消火設備20((1)イを除く。)を準用すること。

ただし、同20(2)に定める開口部の大きさは、当該床面積の1%以上とすることができる。

### 1.9 避圧口 (HFC-23、HFC-227ea 又はFK-5-1-12を放射するものに限る。)

省令第20条第4項第16号の2に規定する圧力上昇を防止するための措置は、次によること。

(1) 避圧口を設ける場合の開口部の面積算定方法は、次式によること。

HFC-227ea

$$A = \frac{1.12 \times 10^3 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

HFC-23

$$A = \frac{2.73 \times 10^3 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

FK-5-1-12

$$A = \frac{580 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口面積 ( cm<sup>2</sup> )Q : 噴射ヘッドからの最大流量 ( m<sup>3</sup>/分 )

P : 防護区画の許容圧力 ( Pa )

\Delta P : ダクトの損失 ( Pa )

(注) 1 防護区画の許容圧力の算出にあたっては、防護区画を形成する壁、床、天井、開口部の扉、シャッター、窓等のそれぞれの耐圧強度に基づき、最も脆弱な部分の耐圧強度を明らかにすること。

2 避圧口を外部に面して設ける場合にあっては、必要に応じて外気風圧等の影響を考慮した設計を行うことが望ましい。

(2) 避圧口は、第5の2不活性ガス消火設備20((1)を除く。)を準用すること。

## 2.0 溫度低下を防止するための措置 (FK-5-1-12を放射するものに限る。)

省令第20条第4項第16号の3に規定する過度の温度低下を防止するための措置とは、設置場所の気象条件、防護区画の構造（壁の材質や開口部の数等）等の状況に応じて、断熱材の設置や空調装置による温度管理等により、防護区画の室温が0°Cを下回ることのないようにすること。

なお、「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」、「通信機器室」及び「駐車の用に供する部分（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造であつて地階に存するものに限る。）」にあっては、一般的な設置条件下では著しい低温状態にはならないことが確認されていることから、当該措置が講じられているものとして取り扱って差し支えないこと。

## 2.1 貯蔵容器等の耐震措置

省令第20条第4項第18号の規定による貯蔵容器、加圧用ガス容器、配管及び非常電源の耐震措置は、第2屋内消火栓設備10を準用すること。

## 2.2 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、省令第20条第4項第15号の規定によるほか、次によること。

### (1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、第23非常電源によること。

### (2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第5不活性ガス消火設備22(2)を準用すること。

### (3) 非常電源回路及び操作回路の配線

**2.3 総合操作盤**

省令第 20 条第 4 項第 17 号に規定する総合操作盤は、第 24 総合操作盤によること。